

瑞浪市福祉医療制度について

1. 概要

福祉医療制度は、医療機関で受診された時の保険診療の一部負担金を助成するものです。

2. 助成対象

区 分	対象の範囲(市町村により異なります)	所得制限	更新時期
重度心身障害者	● 身体障害者手帳 1 ～ 4 級 ● 療育手帳 A 1 ～ B 2 ※岐阜県発行のものに限る ● 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級	特別児童扶養手当 制限額準用 ㊦ 毎年所得判定を します	9 月 ※ 2 年に一度
乳幼児等	● 出生～18 歳到達後の年度末まで	無	小学校就学時
母子家庭等	● 18 歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母と当該児童 ● 父母のいない 18 歳到達後の年度末までの児童	無	1 0 月 ※ 2 年に一度
父子家庭	● 18 歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父と当該児童	無	1 0 月 ※ 2 年に一度

㊦ 注 重度心身障害者の所得判定は民法第 877 条第 1 項の規定により扶養の義務を負う方、同居所に住んでいる方に行い、基準額を超えた場合、次に到達する 9 月末日まで資格が停止となります。

3. 助成の方法

県内の医療機関を受診したとき	医療機関の窓口で受給者証を提示することで医療費の支払いはありません
県外の医療機関を受診したとき	医療機関の窓口で支払い、受診月の翌月以降に払い戻しの申請により返金

※入院時の差額ベッド代、健康診断、予防接種、文書料などの保険診療の対象とならない費用や入院時の食事代(標準負担額)などは助成されません。

4. 医療費等の払い戻し

① 次のような場合、申請により支払った費用の払い戻しができます。

- 県外の医療機関を受診したとき
- 医師の指示により、治療用補装具を購入したとき(福祉医療費を申請する前に、先に加入している健康保険に申請を行ってください)
※健康保険に申請する際に領収書や医師の指示書の原本の提出が必要な場合は、福祉医療費申請用にコピーをして保管しておいてください。

② 払い戻しの方法

- **手続きの場所**：保険年金課(市役所 1 階 2 番窓口)、各コミュニティーセンター
- **持ち物**：領収書、預金通帳、福祉医療費受給者証、健康保険情報の分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの画面コピーのいずれか）窓口に来られる方の本人確認ができるもの、個人番号カードまたは通知カード（健康保険からの支給決定通知書）
 ※領収書は患者名、診療日、保険点数、支払金額がわかるものが必要です。
 治療用補装具を購入した場合は、医師の指示書、健康保険からの支給決定通知書が必要です。

- ・ 補装具の中には、治療用眼鏡など保険適用が認められる上限額が定められているものがあります。上限額を超えた金額は、保険適用外としてご本人の負担になります。
- ・ 県外の医療機関を受診されて、**マイナ保険証または限度額認定証**を利用せず高額療養費に該当した場合は、福祉医療費を申請する前に、加入している健康保険へ請求してください。その後、支給決定通知書が届き次第、福祉医療費の申請をしてください。
- ・ 払い戻しの金額は、端数処理のため実際に払った金額より少なくなる場合があります。

5. 医療費が高額になりそうなとき

医療費が高額になりそうなときは、**マイナ保険証をご利用ください。**

マイナ保険証を利用しない場合は、加入している健康保険に申請し、「限度額認定証」の交付を受けてください。限度額認定証を提示せず、高額療養費に該当したときは、ご本人に代わり瑞浪市が健康保険へ高額療養費の請求、受取をします。その際、「高額療養費支給申請書」、「同意書」その他必要書類の提出を依頼いたしますのでご協力をお願いします。福祉医療費は高額療養費に係る自己負担限度額が助成対象です。

6. すでに高額療養費の支給を受けたとき

県内の医療機関を受診された場合、医療費はご本人に代わって瑞浪市がお支払いしておりますので、加入している健康保険から高額療養費の支給があった場合は、瑞浪市から被保険者(ご本人もしくはご家族)へ返還を請求いたしますのでご承知ください。

7. 届出が必要なとき

- 住所、氏名、**健康保険加入情報**に変更があったとき
「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、「マイナポータル画面コピー」のいずれかをご持参ください。
- 転出、死亡などで資格がなくなったとき
- 交通事故など第三者行為が原因で医療機関を受診し、福祉医療費受給者証を使用したとき
- 受給者証を紛失、破損したとき

8. 自立支援受給者証(精神通院)をお持ちの方

自立支援受給者証(精神通院)をお持ちの方が指定医療機関にかかるときは、自立支援受給者証と福祉医療費受給者証の2枚を医療機関の窓口に提示してください。

9. 日本スポーツ振興センター災害共済給付

子どもが高校生で日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用対象(学校管理下のけがなど)となる場合、福祉医療費受給者証は使用できません。学校を通して災害共済給付金の支給手続きをしてください。

瑞浪市からのお願い

医療費の節約にご協力ください

福祉医療制度による医療費助成を受けている方の医療費の自己負担分は瑞浪市や岐阜県の財源で賄われています。年々、これら福祉医療費の支払いが増加しており、市の財政負担が重くなっています。

受給者のみなさまには、日頃から健康にご留意いただき、医療費の節約を心がけていただきますようお願いいたします。

医療費抑制のポイント

1. かかりつけ医をもちましょう

日頃から自宅や勤務先の近くの開業医の先生をかかりつけ医として持ち、健康、病気のことを気軽に相談しましょう。緊急時にはいつでも連絡がとれ、必要に応じて専門医に紹介状を書いていただける備えをしておきましょう。

2. はしご受診、深夜、休日、時間外診療は控えましょう

同じ医療機関に通えば「再診料」で済みますが、違う医療機関にかかるとその都度高い「初診料」がかかります。同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。また、時間外に受診すると大幅な割り増し料金がかかり、医師の負担にもなります。できるだけ診療時間内に受診しましょう。

3. ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、ほぼ同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。一般的に先発医薬品より安価で経済的です。医療機関と相談のうえ、使用をご検討ください。

ご不明な点はお気軽に問合せください。

問合せ先：瑞浪市役所

保険年金課 福祉医療年金係

(直通電話：0572-68-2119)

瑞浪市福祉医療

ホームページ

